

平成28年11月16日

市政記者クラブ 様

総務局総合調整部
長屋、高田 Tel : 972-2230
(愛知県と同時発表)

アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会の設置について

名古屋市及び愛知県は、第20回アジア競技大会(2026年開催予定)の開催に向けた取組を合同で行うため、本日、下記のとおりアジア競技大会愛知・名古屋合同準備会を設置しましたのでお知らせします。

記

1 設置年月日

平成28年11月16日 (水)

2 事業

大会組織委員会の設立に必要な準備、競技大会に係る広報 等

3 構成員

所 属	構成員の職	備考
愛 知 県	振興部次長 振興部スポーツ振興課長 振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室長 振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室室長補佐(計画G)	会長
名古屋市	総務局総合調整部長 総務局総合調整部主幹(アジア競技大会の招致に係る総合調整)	会長代行

4 事務局

愛知県振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室及び名古屋市総務局総合調整部総合調整室

5 規約

別添1「アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会規約」のとおり

6 平成28年度事業計画・予算

別添2「平成28年度事業計画・予算」のとおり

アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会規約

(設置)

第1条 愛知県及び名古屋市は、第20回アジア競技大会(以下「競技大会」という。)の開催に向けて合同で取り組む必要がある事業を実施するため、アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会(以下「合同準備会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 合同準備会は、次の事業を行う。

- (1) アジア・オリンピック評議会憲章第52条付属細則1に規定する組織委員会の設立に必要な準備
- (2) 競技大会に係る広報
- (3) その他競技大会の開催に向けて愛知県と名古屋市が合同で取り組むこととした事業

(構成等)

第3条 合同準備会は、別表に定める職にある者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 合同準備会に次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 愛知県振興部次長
- (2) 会長代行 名古屋市総務局総合調整部長

(職務)

第4条 会長は、合同準備会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事)

第5条 合同準備会に監事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県振興部地域政策課主幹(総務・予算)
- (2) 名古屋市総務局総務課長

2 監事は、合同準備会の経理を監査する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、書面表決をもって会議の決定とすることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、合同準備会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第7条 会長は、合同準備会の決定すべき事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の合同準備会において報

告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 合同準備会の事務局は、愛知県振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室及び名古屋市総務局総合調整部総合調整室に置き、愛知県振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室を代表事務局とする。

2 事務局について必要な事項は会長が別に定める。

(予算及び費用負担)

第10条 合同準備会の予算は、愛知県及び名古屋市より交付される負担金及び繰越金その他の収入をその収入とし、合同準備会の事業の執行に要する経費をその支出とするものとする。

2 前項の負担金は、それぞれ予算の範囲内において負担し、愛知県及び名古屋市が別に定める場合を除き、愛知県が3分の2を、名古屋市が3分の1を負担する。

3 合同準備会の収支予算書については、予め会長が作成し、合同準備会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(会計)

第11条 合同準備会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支決算)

第12条 合同準備会の収支決算書については、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、合同準備会の承認を受けるものとする。

2 前項の規定により決算が合同準備会の承認を受けたときは、会長は、当該決算の写しを速やかに愛知県知事及び名古屋市長に送付しなければならない。

(資産の管理)

第13条 合同準備会の資産の管理は、会長が行う。

(廃止)

第14条 合同準備会は、会議の決定により廃止する。

2 合同準備会の廃止に際して資産に余剰が生じたときは、会議の決定により処理する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、合同準備会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年11月16日から施行する。

2 第11条の規定にかかわらず、平成28年度における会計年度は、この規約の施行の日から平成29年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

所 属	職 名
愛 知 県	振興部次長 振興部スポーツ振興課長 振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室長 振興部スポーツ振興課アジア競技大会推進室室長補佐（計画G）
名古屋市	総務局総合調整部長 総務局総合調整部主幹（アジア競技大会の招致に係る総合調整）

平成 28 年度事業計画・予算

1 平成 28 年度事業計画

- (1) アジア競技大会の開催に向けた準備
- ・組織委員会の設立準備
 - ・開催都市契約締結に向けた課題の検討
- (2) アジア競技大会に係る広報
- ・大会開催決定の周知
- (3) アジア・オリンピック評議会（OCA）との調整
- ・OCAとの調整、視察等の対応

2 平成 28 年度予算

(1) 収入

(単位:千円)

項 目	予算額	摘 要
構成者負担金	22,029	愛知県：名古屋市＝2：1
愛知県負担金	14,686	
名古屋市負担金	7,343	名古屋市における予算の成立を前提とする
その他収入	1	
合 計	22,030	

(2) 支出

(単位:千円)

項 目	予算額	摘 要
事業費	22,030	
準備費	3,206	
広報費	5,000	
OCA調整費	13,823	
その他	1	
合 計	22,030	